

共通特記仕様書

- 00. 特記仕様書(共通)における各章の取り扱い及び適用項目の取扱い
a. 0章: 共通特記事項の標準仕様書に示される事項について建築工事編を中心にまとめたもので表示番号は建築工事編を採用している。
また、文中の一部について、建築工事標準仕様書のみに記載されている事項、電気設備工事及び機械設備工事標準仕様書のみに記載されている事項も記載している。
b. 各章は章名の右側に「本章は本工事に適用せず」と明記されていない限り適用する。
c. 各節は節名の右側に「本節は本工事に適用せず」と明記されていない限り適用する。
d. 節中の番号「01」は番号の左側に「×印が明記されていない限り適用する。
e. 番号「01」中は※印及び◎印の付いた項目を適用し、×印は適用しない。
f. a. b. c. / () / :印は事項を表わし、事項中の項目は※印又は◎印の付いた項目(両方に印のある場合は◎を優先とする。)及び仕様を適用し、「×」印又は「-」印は適用しない。
g. 各節及び番号に記載の()内の表示番号は各工事標準仕様書の項目、表、図を示す。
h. 品質性能上、製造所名を記入する場合は「株式会社」等の記載は省略する。()内は製品名を示す。
i. 特記仕様書中に示す数字の単位は数字の後に特記がない限り「mm(ミリメートル)」とする。

0章: 共通特記事項

03. 敷地概要

- a. 用途地域: 近隣商業地域
b. 敷地面積: 15401.47 m²
c. 容積率: 200 %
d. 建蔽率: 90 %
e. 防火地域
f. 日影規制: 該当の有無 ※有 - 無
測定面: 4 m
時間 ※10m = 5 時間 ※5m = 3 時間
g. その他の地域
h. 騒音に係る環境基準: 昼間 65 db, 朝夕 60 db, 夜間 50 db
i. 道路: 前面道路幅員 12 m, その他の道路幅員 10 m, 8 m
j. 駐車附属義務: 台

04. 設計条件

- a. 構造計算適合性判定の有無: 有 ※無
b. 構造計算の区分: 令第81条第2項第1号イ(保有水平耐力計算: ルート3), 令第81条第2項第1号ロ(限界耐力計算), 令第81条第2項第2号イ(許容応力度等計算: ルート2), 令第81条第3項(ルート1)
※特殊な検証法
c. 検証法適用の有無: ※区画避難安全検証法, 耐火性能検証法
d. 構造体の耐震安全性の分類: I類, II類, III類, ◎I類相当(免震等), なし
e. 重要度係数(必要保有水平耐力の割増係数, ルート1, 2においては水平力の割増係数): ※1.5, 1.25, 1.0
f. 地震荷重: 地震地域係数 Z = 1.0, 振動特性係数 Rt = 1.0, 地盤種別 第3種地盤 Tc = 0.8 秒, 標準せん断力係数 Cn = 0.12, 地下震度 K = 0.1, 塔屋震度 K = 1.0, T = 5.92 秒, 各層せん断力係数Ci: 1階: 0.120, 2階: 0.173, 3階: 0.194, 4階: 0.210
g. 積雪荷重: 区域指定 ※指定なし, 多雪区域, 垂直積雪量 30 cm, 単位重量 20 N/cm², 多雪区域の雪おろし ※無, 有(垂直積雪量が cmを超えた場合は雪おろしを行うこと)
h. 風圧力: 都市計画区域 - 区域外 ※区域内, 地表面粗度区分 - I ※II, III, IV, 建物高さと同高の平均 ※H = 20.42 m, H = m(げけ地等考慮), 国土交通省が定めるその地域の風速 V0 = 34 m/s
i. 土圧及び水圧: 設計用地下水位 設計GL- 1.1, 土圧係数 ko = 0.5, m
j. 液状化の判定: ※可能性が高い(表層のみ), 可能性が低い
k. 凍結深度: ※設計GL- m, ※設定なし
n. 設計用降雨量: ※一般降雨条件 180 mm/時間, ※瞬間降雨条件 mm/10分
o. 室内騒音基準: NC値
室名 執務室 会議室 議場
基準値 NC 45 NC 40 NC 35
※室内騒音基準は、計算目標値とする。

- p. 駐車場: 有効駐車スペースの制限: 大型車 L m x W m x H m (H車), L m x W m x H m (H車), ※車止めの高さは120mm以下とする。
車路スペースの制限: 車路面の設計高さ(内法有効) m
駐車場設計条件: 出入口が必要な路外駐車場, 出入口が不要な駐車場 m)
自動車転落事故の防止(装置等に作用する衝撃力): kN, kN

- q. 建築非構造部材(特定天井、耐震天井を除く)建築設備機器等の耐震設計基準
※特定天井、耐震天井の仕様は、別紙「仕上げ表(1)」及び「吊り天井の脱落対策仕様書」による。
・特定天井(告示771号)の適用 適用箇所: 有 ※無
・耐震天井(告示771号対象外)の適用 適用箇所: 有 ※無

1) 建築非構造部材 耐震安全性の分類 ※A類, B類 ※標準仕様書
設計用水平震度 (Kd)
表: 設置場所, (A類)機能の停止が許されない室, (B類)一般室, (設定なし)
上層階、屋上及び塔屋: 1.0, 1.0
中間階: 1.0, 0.6
1階及び地下階: 0.6, 0.4
【設置場所の定義】 建設大臣官庁官庁設備部監修「官庁施設の場合耐震計画基準及び同解説」平成8年版 表4.3(注)による。

上層階、屋上及び塔屋: 2~6階建: 最上階を上層階, 7~9階建: 上層の2層, 10~12階建: 上層の3層, 13階建以上: 上層の4層
中間階: 地階及び1階、上層階、屋上及び塔屋を除く階
1階及び地下階: 地階及び1階

- 2) 建築設備機器 耐震安全性の分類 ※A類, B類
設計用標準震度 ※下表による, 標準仕様書
設計用水平震度 (Kd) (地震地域係数Z=1.0とする)

設置場所, 機器種別, 耐震クラスS, 耐震クラスA, 耐震クラスB
重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器
上層階、屋上及び塔屋(床レベル): 機器 2.0, 2.0, 2.0, 1.5, 1.5, 1.0
防振設置機器 2.0, 2.0, 2.0, 2.0, 2.0, 1.5
水槽類(重要) 2.0, 2.0, 2.0, 1.5, 1.5, 1.0
中間階(床レベル): 機器 2.0, 1.5, 1.5, 1.0, 1.0, 0.6
防振設置機器 2.0, 2.0, 1.5, 1.5, 1.5, 1.0
水槽類(重要) 2.0, 2.0, 1.5, 1.0, 1.0, 0.6
地階・1階(床レベル): 機器 1.5, 1.0, 1.0, 0.6, 0.6, 0.4
防振設置機器 2.0, 1.5, 1.0, 1.0, 1.0, 0.6
水槽類(重要) 2.0, 1.5, 1.5, 1.0, 1.0, 0.6

【設置場所の定義】 上記1)建築非構造部材の設置場所定義による。

※免震構造の建築物の設計用震度
時刻応答解析が行われている建築物については、「建築設備耐震設計-施工指針(2014年版)」日本建築センターに準拠し、各階の応答加速度値を用いて設計用水平震度Kd算出のための予備計算Kdを求めたい。
但し、設計用水平震度Kdの値は0.5以上とする。
設計用鉛直震度は時刻応答解析が行われていない場合の設備機器の設計用鉛直震度の値を用いる。

- 3) 特定天井、耐震天井とその部分の地震時における干渉(衝突)による脱落防止について
・スリットの設置: 特定天井及び耐震天井とその部分との取合い部分には、告示771号設計基準に適合したスリット(建築工事)を設ける。
・設備機器等取合い: 特定天井・耐震天井の地下及び天井仕上材と、建築設備機器は、告示771号設計基準に適合した相互干渉(衝突)防止のための遮断等を設ける。
4) 屋外天井: 屋外天井の設計用最小風圧力は±2000Paとする。
5) 設計用標準震度: 各工事において対応する強度の指定や指定材料、詳細等は、図示、及び各工事特記による。各工事特記と共通特記の指定に違いがある場合は、各工事特記記載事項を優先とする。

05. 建物概要

- a. 主要用途: 主要用途及び付属用途 庁舎, 消防法防火対象区分 15階
b. 面積: 建築面積 4601.93 m², 延床面積 14716.26 m² (内基準法上の駐車場面積 445.0f), 容積対象面積 14602.62 m², ノリアフアリー法上の容積対象除外面積: 有 ※無 (除外面積 m²), 建蔽率 34.7 %, 容積率 97.79 %, 棟別面積表 A-013建物求積図・求積表-2による, 用途別面積表 A-013建物求積図・求積表-2による
c. 高さ: 軒高 20.713 m, 最高高さ 21.543 m
d. 規模: 地上 4階, 地下 なし
e. 構造種別: RC, S 造
f. 架構形式: 1階: 耐震壁付ラーメン架構, 2~4階: プレース付ラーメン架構
g. 基礎形式: 杭基礎, 基礎底深さ 1FL-4.91m
h. 支持地盤: 1FL-51m以深 細砂 層
i. 仕上: 屋根仕上 仕上表による, 外壁仕上 仕上表による
j. 電気設備: 受変電: 特別高圧 ※高圧, 低圧 ()kVA, 自家発電: ※ディーゼル, ガスタービン (625)kVA
k. 空調・換気設備: 熱源: ※電気, 都市ガス, 油, 地域冷暖房, 蓄熱槽: ※無, 有 (m³), 熱源方式: 空冷HPモジュールチラー, 地中熱HPチラー, 空調方式: 単一ダクト空調方式, ビル用マルチパッケージ空調方式, 放射空調方式
l. 給排水衛生設備: 給水: 高架水槽方式, 水道直結方式 ※加圧方式, 雨水利用: ※便器洗浄水, 散水, 給湯: ※局所式給湯, 中央式給湯, ガス: 都市ガス, 浄化槽(人槽) BOD ppm, 排水: ※公共下水道, 浄化槽(人槽) BOD ppm, 現場施工型, ユニット型, 浸透式, ※貯留式, 併用式, 消火: ※屋内消火栓, 屋外消火栓, スプリンクラー, 泡消火, ※不燃性ガス消火, 水噴霧消火, 連結放水, 連結送水管 ※消火器, 粉末消火, ※ダクトフード消火
m. 昇降機: エレベーター 兼用 4台
n. 免震クリアランス: 水平クリアランス 鉛直クリアランス
(仕上げ材・設備配管): 施工クリアランス 650 mm, 80 mm, 設計クリアランス 600 mm, 50 mm, 電気配線を含む): 最小クリアランス 550 mm, 30 mm
※別紙免震工事特記仕様書に記載する指定値を上記数値に優先する。
施工クリアランス: 設計クリアランスに施工誤差を加えている。設計図書記載寸法。
設計クリアランス: 完成検査時の計測基準値。完成時に確保されるべき値。
最小クリアランス: 維持管理上の計測基準値。建物供用中に確保すべき値。
o. 免震エキスパンションジョイント: 性能指標 ※A種, B種, C種, 変位量 650 mm

- × p. エキスパンションジョイント: 内外装に用いるエキスパンションジョイント(以下、EXP.Jという)に適用する。EXP.J部における建築物間のクリアランス及びEXP.Jの設計可動量は次による。
表: 階区分, 建築物間のクリアランス, EXP.Jの可動量
階~ 階 ()
階~ 階 ()
階~ 階 ()
注) 1. 建築物間のクリアランスは、大地震時に躯体が衝突しないあき寸法に施工誤差を含めた設計寸法をいう。()内数値は、クリアランスとして最低必要な施工誤差を含まない数値とし、検査時の判定値として用いる。
2. 建築物間のクリアランス、設計可動量は、水平方向(全方向)を示す。

- × q. 工作物:
× r. その他の設備
b. 建築物の省エネルギー性能: 建築物省エネ法の扱い ※適合義務対象, 届出対象のみ, 認定基準適用
1) 非住宅(共同住宅の共用部):

表: 種別, 標準・主要業入力法, モデル建物法, 国土交通大臣が認める方法
外皮(PAL): 算定値, 基準値, BEPI, 0.8以下
区分: 設計一次エネルギー消費量, 基準一次エネルギー消費量, BEI
空調設備: 0.5以下
換気設備: 1.0以下
照明設備: 0.5以下
給湯設備: 1.0以下
昇降機: 1.0以下
効率化設備: --
その他: --
合計: 0.8以下

- ※設計値に係る施工図・承諾図については、監理者の承諾を得ること。
※受注者E等により変更が生ずる場合、受注者が再計算を行い、監理者の承諾を得ること。

- 3) 建築物省エネルギー法による設計の概要
(適合性判定を受けた計画の変更の場合は登録判定機関等へ計画変更手続きの要否確認が必要)
地域区分: 6地域, 主要用途: 事務所等
主な外壁の断熱仕様: 熱伝導率 0.022 [W/m・K], 厚み 50 mm
主な屋根の断熱仕様: 熱伝導率 0.024 [W/m・K], 厚み 70 mm
主な床の断熱仕様: 熱伝導率 0.024 [W/m・K], 厚み 50 mm
主な開口部の断熱仕様: 熱貫流率 1.600 [W/(m²・K)], E射熱取得率 0.54 (主にカラス窓), 建具: 樹脂製または樹脂複合製サッシ以外のサッシ
主な空調中央熱源機器運転効率(COP) ※高効率ノード
主な空調個別熱源機器運転効率(COP) ※高効率ノード
主な空調ポンプ省エネ制御(流量制御)
主な空調機省エネ制御(風量制御, 外気カット, 外気冷房, 全熱交換器, パイパス制御)
主な換気機器省エネ制御(送風量制御, 高効率電動機)
主な照明器具省エネ制御(在室検知, タイムスケジュール, 初明照度補正, 送光運動調光, 自動点滅, 照度調光)
照明器具種類: LED
主な給湯省エネ制御(燃料種別, 中央給湯熱源機器運転効率(COP), 節湯器具)
主な昇降機省エネ制御(速度制御方式)
太陽光発電設備の有無: ※有

06 許認可関係 ※許認可については今後の申請による

- a. 許認可データ: 申請種類, 申請種別, 許認可日 年 月 日, 許認可番号, その他, 天空率を用いた高さ制限の適合, 天空率での適合, ※斜線制限での適合

07. 工事区分		※本工事の工事区分は設計図面によるほか、下記のとおりとする。	
a. 項目番号「01」は工事区分項目を示し、番号の左側に×印が明記されていない限り適用する。			
b. 項目番号中の数字「01」は工事内容を示し、数字の左側に×印が明記されていない限り適用する。			
c. 工事内容の区分は※印を適用する。			
d. 工事区分で示す名称の定義は次のとおりとする。	1) 工事別	各工事別受注者の負担	
	2) 建築	建築工事受注者の負担	
	3) 電気	電気設備工事受注者の負担	
	4) 機械	機械設備工事受注者の負担	
	5) 別途	本工事に含まない別途の負担	
	6) 発注者	発注者の負担	
01) 共通項目			
01: 工地上各種申請届出費用	※	工事別	
02: 工事用電力、上下水道、ガス引込工事	※	建築	
03: 工事用電力、上下水道、ガス料金(引込負担金、基本料金を含む)	※	工事別協議	
04: 本設電力引込工事	※	電気	※ 引込負担金は別途
05: 本設電話引込工事(配管のみ)	※	電気	※ 引込負担金は別途
06: 本設上水引込工事	※	機械	※ 引込負担金は別途
07: 本設下水引込工事	※	機械	※ 引込負担金は別途
× 08: 本設ガス引込工事		機械	・ 引込負担金は別途
09: 本設後、引渡しまでの電力、上下水道、ガス基本料金	※	工事別	・ 発注者
10: 本設後、引渡しまでの電力、上下水道、ガス使用料金	※	工事別協議	※ 試運転用含む
11: 既存上下水道、ガス管撤去、手続き	※	機械	・ 別途
12: 電波障害調査	※	電気	
13: 電波障害対策工事	※	発注者	
14: 建物管理のための各技術者の設定及び費用	※	発注者	
15: 本設後、引渡しまでの電気室等の管理(特高設備)	※	工事別	・ 発注者
16: 工事管理受託者現場事務所	※	建築	
17: 同上 備品一式	※	建築	
18: 受注者現場事務所	※	工事別	
19: 化学物質濃度測定		工事別	※ 建築

02) スリープ	
01: 鉄骨部の貫通スリープ、開口及び補強	※ 建築
02: 鉄筋コンクリート部(梁、床、壁)スリープ、開口、箱入れ及び墨出し	※ 工事別
03: 鉄筋コンクリート部(梁、床、壁)スリープ開口の鉄筋補強	※ 建築
04: 地中梁の連通管、通気管、人通孔	※ 建築
05: 配管ダクト類の防水貫通部の補修	※ 建築
06: AL0パネル・EGP板・CB素壁の壁開口及び補強	※ 建築
07: RCを貫通する設備配管取出し部分:スリープ、シーリング	※ 工事別

03) 天井・壁・床・開口	
01: 一般開口切り壁開口の墨出し	※ 工事別
02: 一般開口切り壁開口の開口補強	※ 建築
03: 特殊仕上材の天井、壁、床に取付ける器具等の穴開け加工(石、金庫パネル等)	※ 建築
04: 天井開口の墨出し	※ 工事別
05: 天井開口の穴開け及び開口補強	※ 建築
06: 軽量鉄骨壁下巻の振れ止め切欠き部の補強	※ 電気 ※ 機械 ※ 建築

建築による振れ止め切欠きが無くとも補強工事の完了確認と管理者への報告を建築工事にて行う。

04) 点検口・マンホール	
01: 床・壁・天井の点検口	※ 建築
02: 屋内マンホール	※ 建築
03: 屋外マンホール箱体及び鎖鉄蓋	※ 工事別
04: 屋外マンホール化粧蓋	※ 工事別
05: 防火防煙ダンパー用点検口	※ 建築

05) トレンチ・ダクト	
01: トレンチ箱体、溝水溝、かま塚、内部仕上	※ 建築
02: コンクリートダクト及び内部仕上	※ 建築
03: トレンチ内配管架台及び支持金物	※ 電気 ※ 機械 ※ 建築

06) ビット	
01: 設備配管用ビット及び蓋	※ 建築
02: 電気室、発電機室ビット及び蓋	※ 建築
03: 機械室排水用ビット及び蓋	※ 建築
04: 厨房排水用ビット及び蓋	※ 建築

07) 各種水櫃	
01: 水櫃等の箱体、防水、タラップ	※ 建築
02: 各種水櫃用電極(保持器具)及び一般水櫃用フロートスイッチ	※ 機械
03: 同上用制御装置及び配管、配線、接続	※ 機械
× 04: 発電機水櫃用電極(保持器具) 制御装置及び配管、配線、接続	・ 電気
05: 水中ポンプ(水位制御装置共)より制御室までのケーブル供給	※ 機械
06: 同上用配線、接続、接地	※ 電気

× 08) 蓄熱槽	
× 09) 浄化槽	

10) オイルタンク	
01: 地下埋設オイルタンクの箱体、支持杭、砂	※ 建築
02: オイルタンク本体及び付属品	・ 機械 ※ 電気

11) 設備基礎	
01: 屋内機器の基礎	※ 建築
02: 屋外機器の基礎	※ 建築
03: 屋内外壁の基礎	※ 建築
04: 屋外機器の基礎支持杭	※ 建築

× 12) 煙突・煙道	
01: 煙突本体、点検口、掃除口、排水口	・ 建築
02: 発電機用の煙道及び受金物	・ 電気
03: その他の煙道及び受金物	・ 空調
04: 煙道の煙突への接続部	・ 建築

13) 給排気	
01: 外壁の給排気ガラリ(ダクト接続枠を含む)	※ 建築
02: 同上用接続ダクト、チャンパー、配管	※ 機械
03: 同上用接続アングル、防虫ネット	※ 建築
04: 特殊仕上(石、金属)天井、内壁、床の給排気ガラリ	※ 建築
05: 厨房用排気フード	※ 機械
06: 厨房用フードの化粧工事	※ 建築
07: 湯沸器用排気フード及びフードの化粧工事	※ 建築

× 06: デアガラ	
14) 排煙	
× 01: 機械排煙口(手動開放装置及びリミットスイッチを含む)	・ 空調
× 02: 同上用煙感知器、配管、配線、制御盤、遠方操作盤	・ 電気
03: 自然排煙室及び手動開放装置	※ 建築
× 04: 附室機械排煙外気採入口	・ 建築
× 05: 附室機械排煙給気口(ガラリとも)	・ 建築
× 06: 附室機械排煙給気ダンパー及び開放装置	・ 空調
× 07: 附室機械排煙と給気ダンパー連動装置	・ 空調
× 08: 附室機械排煙制御盤、遠方操作盤までの配管、配線、接続	・ 電気
× 09: 附室自然排煙及び手動開放装置	・ 建築
× 10: 同上用リミットスイッチ	・ 建築
× 11: 同上用煙感知器及びリミットスイッチまでの配管、配線、接続	・ 電気

15) 防煙	
01: 可動防煙垂壁及びリミットスイッチ	※ 建築
02: 同上用煙感知器及び配管、配線、接続、遠方操作盤	※ 電気
03: 煙感知器連動の防煙ダンパー(SFD、リミットスイッチ共)	※ 機械
04: 同上用煙感知器及び配管、配線、接続、遠方操作盤	※ 電気

16) 防火戸等	
01: 煙感知器連動防火戸等の自動閉鎖装置	※ 電気
02: 同上用煙感知器及び配管、配線、接続	※ 電気
03: 煙感知器連動防火シャッター・垂壁の自動閉鎖装置	※ 建築
04: 同上用煙感知器及び配管、配線、接続	※ 電気
05: 防火戸、防火シャッター、垂壁本体	※ 建築
06: 防火防煙用ダンパー点検口	※ 建築

17) 電動器具	
01: 電動扉、シャッターの電動装置、検知装置、制御盤	※ 建築
02: 同上用二次配管、配線、接続	※ 電気
03: 同上用二次配管、配線、接続	※ 建築

18) 電気錠	
01: 電気錠	※ 建築
02: 電源装置、制御盤	・ 建築 ※ 電気
03: 同上機器用配管、配線	※ 電気
04: 電源用及び制御用二次配管、配線、接続	※ 電気

19) 便所・洗面	
01: (一般使用) 既製品化粧鏡	※ 建築
02: (一般使用) 特注サイズ化粧鏡	※ 建築
03: (一般使用) 照明ボックス	※ 建築
04: (一般使用) 同上用器具、配管、配線、接続	※ 電気
× 05: (一般使用) ベーパータオル	・ 建築
× 06: (一般使用) エアタオル本体及び取付	・ 建築
07: (一般使用) 同上用電源、配管、配線、接続	※ 電気
08: (一般使用) 小便器用個別感知洗浄システム	※ 機械
09: (一般使用) 同上用装置への電源送り	※ 電気
10: (一般使用) 衛生器具類	※ 機械
11: (一般使用) フース内紙巻器	※ 機械
12: (一般使用) ベビーベッド及びベビーシート	※ 建築
13: (洗面) 既製品洗面化粧台(照明器具を含む)	※ 機械
14: (洗面) 同上への配管、配線、接続	※ 電気 ※ 機械
15: (洗面) 洗面化粧台に取りつく手摺	※ 建築
16: (洗面) 自動水洗電源送り	※ 電気
× 17: システムトイレ	・ 建築

20) 給湯室	
01: 渡し台、調理台、コンロ台、吊戸棚	※ 建築
02: 配管接続	※ 機械
03: 電気湯沸器までの電源配管、配線、接続	※ 電気
× 04: 湯沸器	・ 機械
× 05: コンロ	・ 建築

21) 雨水排水	
01: ルーフドレン	※ 建築
02: 雨水排水管の同上への接続から雨水流出抑制制御まで	※ 建築
03: 第一枳及び蓋	※ 建築
04: 同上以降敷地内の雨水排水管及び枳、蓋	※ 建築
05: 化粧蓋	※ 建築
06: 敷地外水管への接続	※ 建築
07: 雨水倒流及び枳	※ 建築
08: 雨水流出抑制制御ポンプ及び第一枍までの配管(新庁舎建設工事)	・ 建築 ※ 機械
× 09: 雨水流出抑制制御ポンプ及び第一枍までの配管(北側外構工事)	・ 建築

22) 給排水	
× 01: 発電機用給水及び排水(発電機室まで)	・ 機械
02: 特殊マット下の排水管	・ 機械 ※ 建築
03: 地流し	※ 建築
04: 同上用の給排水(目玉を含む)	※ 機械
× 05: ガソリントラップの枍及び蓋	・ 建築
× 06: 既製品ガソリントラップ	・ 建築
07: グリストラップの枍及び蓋	※ 機械
08: 既製品グリストラップ	・ 建築 ※ 機械

23) 消火	
01: 消火栓箱	※ 機械
× 02: 消火栓箱の特殊仕上(ダイノックシート、石張り等)	・ 建築
03: 消火栓箱廻り補修	※ 建築
04: 同上取崩用発信機、表示灯、非常電話機	※ 電気
05: 同上用配管、配線、接続	※ 電気
06: 消火栓ポンプ起動装置(現場、遠方とも)	※ 電気
07: 消火栓ポンプ制御盤	※ 機械
08: 消火栓ポンプ起動ロー	※ 機械
09: 制御室までの二次配管、配線、接続	※ 電気
10: 制御室の二次配管、配線、接続	※ 機械
11: 消火栓注水口、送水口パネル	※ 機械
× 12: 連結送水設備(プースタポンプ起動装置(遠方)及び起動装置)	・ 電気
× 13: 同上用配管、配線、接続	・ 電気
× 14: 連結送水設備給排箱組非常用コンセント盤	・ 電気
× 15: 同上用配管、配線、接続	・ 電気
16: 不活性ガス消火設備用制御盤	※ 機械
17: 同上用ピストンレリーフダンパー(PFD)	※ 機械
18: 同上用二次配管、配線、接続	※ 電気
19: 同上用二次配管、配線、接続	※ 機械
20: 同上用起動操作箱	※ 機械
21: 放出区域の排風機連動停止信号の配管、配線、接続	※ 機械
22: ガス検知知機	※ 機械
23: 同上用制御盤及び一次、二次配管、配線、接続	※ 電気
24: ガス漏れ緊急遮断弁(リミットスイッチ、感知器とも)	※ 機械
25: 同上用遠方操作箱及び一次、二次配管、配線、接続	※ 機械
26: 緊急遮断弁の電源、配管、配線、接続	※ 電気

24) 電話関連	
01: 電話交換機設備用配管	※ 電気
02: 電話交換機室の通信用、保安用接巻	※ 電気
03: 端子盤の供給取付	※ 電気
04: 端子盤の電話用端子取付	※ 電気
05: 電話交換設備(電話交換機、電話機)	・ 電気 ※ 発注者
06: 同上の配線(幹線、分岐)	・ 電気 ※ 発注者

25) 避雷設備	
01: 避雷針、引下導線、接地板、補助電極、試験端子盤	※ 電気
02: 受電部として使用する並木の取付	※ 建築
03: 同上用の相互接続(空木間の接続も含む)	※ 電気

26) 各種設備	
01: 制御盤及び二次側配管、配線、接続	※ 電気
02: 自動制御盤及び二次側配管、配線、接続	※ 機械
03: 中央監視盤(各工事で図示)	※ 電気
04: 同上用制御配管、配線、接続(各工事で図示)	※ 電気
05: パッケージ空調機と屋外機器間の配管、配線、接続	※ 機械
06: インバータ制御器(各工事で図示)	※ 電気
07: 同上用二次側配管、配線、接続	※ 電気
08: 同上用高調波フィルター設置	※ 電気 ※ 機械
09: 動力盤、空調用機器間のインターコック配線、配管、接続	・ 機械 ※ 電気
10: 受電設備、自家発電設備、蓄電池設備の遠方操作(図示)	・ 機械 ※ 電気
11: 同上の各表示計測(各工事で図示)	※ 電気
12: 同上装置の経電器、交換器	※ 電気
13: 設備機器付属の制御盤以後の二次側配管、配線、接続	※ 機械
14: 設備機器付属の制御盤以後の二次側配管、配線、接続	※ 電気
15: 天井吊りFCUの操作スイッチ	※ 機械
16: 同上用蓋り配管、配線、接続	※ 電気
17: 天井吊りパッケージ空調機、操作スイッチ間取り配管配線接続	※ 電気
18: 全熱交換ユニットの操作スイッチ間取り配管、配線、接続及び接地	※ 電気
19: 空調機マリンランプへの電源、配管、配線、接続	※ 電気
20: VAV、CAVへの電源送り	※ 機械

27) エレベーター(ELV)	
01: ELV本体	※ 建築
02: 機械室のロープ、電源ダクト、ガバナー等の穴開け補強	※ 建築
03: 機械室の機械台支持梁	※ 建築
04: 機械室のIビーム及びフック	※ 建築
05: 機械室の非常用照明	※ 電気
06: 昇降路内セパレータフェンス取付	※ 建築
07: 乗場数層取付用ブラケット	※ 建築
08: 昇降路のレール取付用中間ビーム	※ 建築
09: 昇降路内のガイドレール受梁	※ 建築
10: S造のファスナー取付用中間ビーム	※ 建築
11: S造部分の三方枠取付鉄骨	※ 建築
12: S造部分の敷居受、レールブラケット、取付用プレート	※ 建築
13: RC、SRC造三方枠廻りトロコダ	※ 建築

※高調波対策について
「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に基づき対策を行うものとする。
ただし、受注者が電力会社との協議により有印書面不要であることが確定し、かつ、発注者の承諾を得られた場合
高調波対策を不要とすることができる。また、費用の清算については、発注者・監理者・受注者で協議する。

28) ユニット工事	
× 01: マシンハッチ及び搬入フック	・ 建築
02: 床置空調機(執務室2-A)化粧カバー(ペリカウンター)	※ 建築
03: 同上用吹出口、吸込口	※ 建築
04: 電動カーテン、電動ロールスクリーンの制御盤及び二次配管配線接続	・ 建築 ※ 発注者
05: 同上一次側配管、配線、接続	※ 電気
06: 消火器本体	・ 機械 ※ 発注者
07: 消火器ボックス(移動型・壁掛型)	※ 建築
08: 消火器ボックス(埋込型)	※ 建築
09: 避難器具	※ 建築

29) 外構	
01: 外灯	・ 建築 ※ 電気
02: 同上までの電源配管、配線、接続	※ 電気
× 03: 植栽用自動灌水装置	・ 機械
× 04: 植栽下部のドレイン	・ 建築
× 05: 同上用排水管及び接続	・ 建築
× 06: 同上以降敷地内の雨水排水管及び枍、蓋	・ 建築
07: 化粧蓋	※ 建築
08: 敷地外水管への接続	※ 建築
09: 雨水倒流及び枍	※ 建築

30) サイン	
01: 施設サイン(照明器具入りとも)	※ 建築
02: 同上への電源供給、配管、配線、接続	※ 電気
× 03: 広告塔本体(下地鉄骨とも)	・ 建築
× 04: 同上用照明器具	・ 建築
× 05: 同上への電源供給、配管、配線、接続	・ 建築
× 06: 感電幕及び装置	・ 建築
× 07: 外壁部テント	・ 建築
× 08: サイン工物に関する申請	・ 建築

31) 浴室	
01: (ユニットバス)バス、洗面、便所、シャワー	※ 建築
02: (ユニットバス) 同上用配管接続	※ 機械
03: (ユニットバス) 同上換気ダクト接続	※ 機械
04: (ユニットバス) 同上電源接続及び外部スイッチ	※ 電気

32) 厨房	
01: 厨房器具(据付とも)	※ 機械
02: 厨房器具への配管接続	※ 機械
03: ダクト内特殊消火設備	※ 機械
04: 厨房用電源の配管、配線、接続	※ 電気

35) 解体・撤去工事	
× 01: 内装仕上げ及び下地(床・壁・天井)	・ 建築
× 02: 既存内装に設置された設備機器(再利用するものを除く)	・ 建築
× 03: 既存内装に設置された設備機器(再利用するもの)	・ 工事別
× 04: 造作・什器備品・家具等	・ 建築
× 05: 消火設備(スプリンクラー共)	・ 衛生
× 06: 衛生器具	・ 衛生
× 07: 空調機器	・ 空調